

議案第3号

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担額等に関する条例の制定について

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て新制度の施行に伴い、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する基準を定める必要があるからである。

愛西市条例第3号

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額（以下「利用者負担額」という。）及び延長保育料（以下「利用者負担額等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育又は特定地域型保育を利用する支給認定保護者は、別表第1又は別表第2に定める利用者負担額を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入所し、又は退所した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 利用者負担額の算定に当たっての年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

4 前3項に規定するもののほか、階層の認定、利用者負担額の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。

(延長保育料)

第4条 市長は、市立特定教育・保育施設等において延長保育を受ける子どもの支給認定保護者等から別表第3に定める延長保育料を徴収する。

(利用者負担額の減免)

第5条 市長は、支給認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその

負担すべき利用者負担額を負担することが困難と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納付)

第6条 支給認定保護者は、利用者負担額等を規則で定める日までに納付しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、利用者負担額等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(愛西市保育の実施に関する条例の廃止)

第2条 愛西市保育の実施に関する条例（平成17年愛西市条例第93号）は、廃止する。

(愛西市立保育園設置条例の一部改正)

第3条 愛西市立保育園設置条例（平成17年愛西市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「愛西市保育の実施に関する条例（平成17年愛西市条例第93号）第2条」を「愛西市保育の必要性の認定に関する規則（平成27年愛西市規則第 号）」に改める。

別表第2中「愛西市保育料徴収規則（平成17年愛西市規則第55号）」を「愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年愛西市条例第3号）」に改める。

(経過措置)

第4条 別表第2に掲げる利用者負担額表は、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間は、附則別表第1に、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間は、附則別表第2に、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間は、附則別表第3に、それぞれ置き換えて適用するものとする。

別表第1 (第3条関係)

利用者負担額表 (教育標準時間認定 (1号給付))

(単位=円)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	3歳以上児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0	
第3階層	市町村民税の課税世帯であ	77,100円以下	12,700
第4階層	って、その所得割の額の区分が次の区分	211,200円以下	17,100
第5階層	に該当する世帯	211,201円以上	22,300

別表第2 (第3条関係)

利用者負担額表 (保育認定 (2・3号給付))

(単位=円)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付受給 世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	1,900	1,300	1,800	1,200
第3階層	市町村民税の48,600円未満 課税世帯であ	7,000	5,200	6,800	5,100
第4階層	って、その所得割の額の区	14,400	13,000	14,100	12,700
第5階層	分が次の区分 に該当する世	20,300	17,600	19,900	17,300
第6階層	帯 301,000円未満	30,400	19,800	29,800	19,400
第7階層	397,000円未満	36,200	21,200	35,500	20,800
第8階層	397,000円以上	37,700	22,000	37,000	21,600

別表第3 (第4条関係)

(単位=円)

延長保育料 (児童1人につき)	日額	月額
	200	2,500

備考 日額での利用の上限を一月当たり2,500円とする。

附則別表第1（附則第4条関係）

（平成27年度）

利用者負担額表（保育認定（2・3号給付））

（単位＝円）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付受給 世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市町村民税の48,600円未満 課税世帯であ	6,200	4,600	6,200	4,600
第4階層	って、その所得割の額の区	12,700	11,500	12,700	11,500
第5階層	分が次の区分 に該当する世	17,800	15,500	17,800	15,500
第6階層	帯 301,000円未満	26,500	17,300	26,500	17,300
第7階層	397,000円未満	31,000	18,400	31,000	18,400
第8階層	397,000円以上	31,000	18,400	31,000	18,400

附則別表第2（附則第4条関係）

（平成28年度）

利用者負担額表（保育認定（2・3号給付））

（単位＝円）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付受給 世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	700	500	600	400
第3階層	市町村民税の48,600円未満 課税世帯であ	6,600	4,800	6,400	4,700
第4階層	って、その所97,000円未満 得割の額の区	13,400	12,200	13,100	11,900
第5階層	分が次の区分169,000円未満 に該当する世	18,900	16,400	18,500	16,100
第6階層	帯301,000円未満	28,100	18,400	27,600	18,000
第7階層	397,000円未満	33,100	19,600	32,500	19,200
第8階層	397,000円以上	33,600	19,900	33,000	19,500

附則別表第3 (附則第4条関係)

(平成29年度)

利用者負担額表 (保育認定 (2・3号給付))

(単位=円)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付受給 世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	1,300	900	1,200	800
第3階層	市町村民税の48,600円未満 課税世帯であ	6,800	5,000	6,600	4,900
第4階層	って、その所97,000円未満 得割の額の区				
第5階層	分が次の区分169,000円未満 に該当する世				
第6階層	帯301,000円未満				
第7階層	397,000円未満				
第8階層	397,000円以上	35,600	20,900	35,000	20,500